

法人JAネットバンク利用規定

茨城県信用農業協同組合連合会
登録番号：T6050005000885

第1章 総則

第1条 法人JAネットバンク

1 サービス内容

- (1) 法人JAネットバンク(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます。)が当会に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター(以下「パソコン」といいます。)等の端末機器(以下「端末」といいます。)により、法人JAネットバンク利用規定(以下「本規定」といいます。)所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当会がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。
 - ア 照会・振込サービス
 - イ 伝送サービス
 - ウ その他当会所定のサービス
 なお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス(税金・各種料金の払込み)を利用できます。
- (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。
- (4) 本サービスで当会が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。
- (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2 ～ 4
(省略)

第2条～第27条
(省略)

第2章 第28条 ～ 第4章 第39条
(省略)

以上

(2023年10月1日現在)

法人JAネットバンク利用規定

(信連用)

第1章 総則

第1条 法人JAネットバンク

1 サービス内容

- (1) 法人JAネットバンク(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます。)が当会に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター(以下「パソコン」といいます。)等の端末機器(以下「端末」といいます。)により、法人JAネットバンク利用規定(以下「本規定」といいます。)所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当会がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。
 - ア 照会・振込サービス
 - イ 伝送サービス
 - ウ その他当会所定のサービス
 なお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス(税金・各種料金の払込み)を利用できます。
- (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。
- (4) 本サービスで当会が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。
- (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2 ～ 4
(省略)

第2条～第27条
(省略)

第2章 第28条 ～ 第4章 第39条
(省略)

以上